

関市地域クラブ活動規約作成上の留意点

関市教育委員会

1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や、個性の伸長を図ることを目的とする。ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

クラブの目的は、選ぶ側に立てばとても大切な内容です。この内容によって活動時間やその他の内容に矛盾が生まれる場合があります。どんなクラブにしたいのかしっかり話し合ってください。

市や教育委員会がバックアップする以上、一部の優れた選手だけではなく、加入した子どもたち誰もが平等に活動できることを前提としたクラブにしてください。

2. 【名称】

当クラブは、「関市地域クラブ ○○○クラブ」と称する。

名称には必ず「関市地域クラブ」を頭に付けてください。これを付けることで、登録団体とみなします。

3. 【クラブ員】

当クラブは、□□□競技を希望する、原則市内中学校 1 年生から中学校 3 年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

市外在住生徒の加入も可能ですが、市内生徒が半分以上所属することを原則とします。(地域の特性等により総合的に判断します)。また、高校生が入る場合は大人としてカウントしてください。指導者の居住地は問いません。

(2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約書の提出をもって行う。

各クラブで、入会届を提出し、クラブへの登録を行っていただきますが、氏名や生年月日等は保険の関係でも重要となりますが、それ以外に、事故や怪我について「保険の範囲以外での治療費などの賠償について請求や訴訟を起こさない」という同意書、誓約書を提出してもらってください。

(3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連盟と共に退会届を提出する。

4. 【役員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。

- ・代表者 (1 名)・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者 (監督・コーチ)・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・連絡責任者・・・活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う

役員の任期は、1 年とし再任は妨げない。

代表者以外は、人数に制限はありません。また、役職を兼ねることも可能です。指導者には、指導資格取得者を 1 名以上は入れてください。有資格指導者がいない場合は、年度中に資格を取得することを前提として登録するようにしてください。

中学校は夏休みで3年生が主力から離れるため、保護者の役員改選や選手のキャプテン変更があるため役員任期が8月から翌年7月ということが多いようです。ただし、クラブ員の登録や保険は4月～3月までになりますのでお願いします。

5. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年〇月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任、承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他審議事項

総会は年2回行っていただくことを推奨します。4月は新入会員に向けてのクラブ紹介や登録。そして、8月は組織の改選について。事前に資料の作成等をしていただければ、クラブ活動前にでも簡単にすることもできるかと思しますので、各クラブで最善の方法を考えて行ってください。

6. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「〇〇中学校 体育館（武道場・グラウンド）」とする。

学校単独クラブは、自分の学校の体育館やグラウンドを活動拠点としてください。合同や広く募集して行うクラブは、自分たちが一番活動しやすい学校や体育施設を選んでください。特に、中学校の施設に関しては、土曜日・日曜日の昼間の利用に関して「関市地域クラブ」を優先して使用できるようにしていきます。なお、夜間の活動に関しては、他の団体と同じになりますので、新しくできたクラブは、せきとるネットが使えるよう申請してください。その際、活動場所が複数あったり、活動拠点と違ったりした場合は、活動施設として記載してください。

7. 【活動日時】

当クラブの活動は 土曜日及び日曜日のいずれか1日の8時30分から11時30分までの3時間とする。ただし、大会等が間近にある場合は両日共に活動することがある。

- (2) 平日の活動は、水曜日 18時00分から21時30分までの中の2時間とする。
- (3) 警報発令時や学校の期末テスト期間などの活動は原則行わない。

「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月）では、以下のように記載されています。

Ⅱ 新たな地域クラブ活動 ③ 管理（1）活動時間及び休養日等の設定

○活動時間

<平日> ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

- ・学校部活動に引き続き実施し里場においても、合わせて時間程度とする。

<休日> ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等でもできる限り終日に渡らないように配慮する。

○休養日

- ・週当たり2日以上は休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休日のみ実施する場合は、原則としてどちらか1日を休養日とする。
- ・平日に学校部活動や新たな地域クラブ活動の時間が十分に取れない場合は、両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないように配慮する。（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

8.【会 費】

当クラブの会費は、ひとり月 2,000 円（例として）とし、月初めの活動日に会計が徴収する。

(2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

会費については極力安価な設定にしてください。入会時には、ユニホームやシューズ等活動に必要な物品の購入がありますので個人的には費用が掛かるとは思いますが、総会で諮るなどクラブ会員の合意の上決定してください。

ちなみに、毎月土曜日・日曜日の中学校体育館を合計 4 週 8 回、午前中を使用した場合と夜間中学校体育館を 18:00 から 21:30 まで週 1 回全面、合計 4 回使用した場合、昼間の減免後の照明料金が全面使用で午前中 400 円×8 回の 3,200 円で、夜間使用分減免後の料金 350 円×4 回の 1,400 円となり合計で 3,920 円となります。半面使用だとその半額となります。しかし、地域クラブに登録されると学校施設開放による照明料はすべて無料になるので、学校施設使用に関しての料金は一切かからないようになります。ただし、市の体育施設はその限りではありません。

クラブ員の人数によって違いはありますが、会費は日頃の活動が維持できる範囲に設定してください。

ただし、監督やコーチを保護者以外でお願いしているクラブ等で、監督、コーチの費用弁償や多少の謝金等を賄おうとしている場合は、会費の欄にその旨を記載し、集めるお金の目的をクラブ員がわかるよう明確にしてください。

年度当初、関市地域クラブへの登録にはお金はかかりませんが、各種協会への登録については、団体登録（チーム）及び競技によっては個人登録が必要になり、それぞれに費用が掛かります。ですから、最初については入会金のようにある程度まとまったお金を集金しなければいけなくなると思われますので、そうしたことも含めて金額や集金の回数などを決めていただくとういと思います。

9.【傷害保険】

当クラブの活動に携わる全員「スポーツ障害保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに当てる。

公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険では、死亡時 3,000 万円 入院時 1 日 4,000 円の補償で 中学生以下 800 円 大人 1,850 円（64 歳以下）1,200 円（65 歳以上）で入ることができます。この保険は 4 月から翌年の 3 月までの補償期間となりますので注意してください。9 月に加入しても金額は同じで、補償期間は 3 月までの半年間となります。

また、この保険には「賠償責任保険」が含まれていて、対人・対物賠償合算 1 事故 5 億円まで保証されます。（詳しくはパンフレット等をご覧ください）

保険は、年度の始めに加入することから、別途徴収し別会計にすることも考えられますが、クラブ内の総意で決定してください。

こうした保険は、個人を守るためのものですので、選手だけではなく、監督、コーチも含み活動に参加される方全員が加入することをお勧めします。たとえ「ボール拾いしかしない」といっても何が起きるかわかりません。個人で加入している生命保険等で賄われるのなら良いですが、保険の補償外となることも考えられますので注意してください。

10.【研 修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低 1 回は市、県スポーツ協会やスポーツ少年団が主催する指導者研修を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止に対する知識・理解を高める。また、それぞれのスキルを高めるために、クラブ独自の研修会を企画・実施する。

指導者資格を取得する際には、講習の中に必ずハラスメントの研修やガバナンスについての内容が含まれます。指導者資格を取るまでもない人は、各種研修に積極的に参加し「プレイヤーズファースト」が常にクラブの中に意識されるよう心掛けてください。こうした情報は、今後連絡責任者を通じてお知らせしていく予定です。また、市や県に頼らず、自分たちで資料を準備したり、講師を招くなどしたりして、独自に研修会を開くことも考えてよいと思います。

11. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

【附 則】本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

※上記紹介いたしました内容は、最低限の内容です。ここに記されていない内容で、それぞれが大切だと思ふこと、約束事として大切にしたいことなどありましたら、十分な話し合いのうえで規約としてください。

また、内容は参考として書かせていただいたものですので、記された内容と違っていても構いません。ただし、地域クラブ設置要綱から大きく逸脱している内容であると関市地域クラブとして承認できない場合がありますので、ご理解ください。